

財団法人富山県暴力追放運動推進センター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人富山県暴力追放運動推進センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を富山市新桜町3番2号に置く。

2 センターは、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 センターは、県民一体となった暴力追放運動を推進して、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって暴力のない安全で住みよい富山県の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第14条の不当要求行為による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習を実施すること。
- (7) 法第31条第2項第7号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の予防に関する調査及び研究を行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 賛助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事(以下「知事」という。)及び富山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の承認を得てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 センターの事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決を経て、知事及び公安委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 センターの事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2箇月以内に、理事長がその年度の事業報告書並びにこれに伴う収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経た上で、理事会の承認を得て、知事及び公安委員会に報告しなければならない。

(特別会計)

第14条 センターは、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 第11条から第13条までの規定は、前項の特別会計について準用する。

(長期借入金等)

第15条 センターが資金の借入(その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。)をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄(収支予算で定めるものを除く。)をしようとするときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、知事及び公安委員会の承認を得なければならない。

第3章 役員等

(会長及び副会長)

第16条 センターに、会長1人及び副会長3人以上5人以内を置く。

2 会長は知事の職にある者とし、副会長は会長が評議員会の同意を得て委嘱する。

3 会長は、センターの業務の重要な事項について理事長を監督する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員)

第17条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 専務理事 1人

(3) 理事 15人以上20人以内(理事長及び専務理事たる理事の数を含む。)

(4) 監事 2人

(選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会が公安委員会の承認を得て選任する。

2 理事長は、理事の互選により選任する。

3 専務理事は、法第31条第1項第2号の暴力追放相談委員(以下「暴力追放相談委員」という。)の資格を有する理事のうちから、理事長が理事会の同意を得て任命する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事については、親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する者をいう。)その他特別の関係にある者(以下「特別利害関係者」という。)の数が、その総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、特別利害関係者になることができない。

(職務)

第19条 理事長は、センターを代表し、理事会を主宰し、会務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐してセンターの常務を総括し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) センターの財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) センターの財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(任期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、従前の職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現数及び評議員現数の4分の3以上の同意を得、かつ、公安委員会の承認を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び参与)

第22条 センターに、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、評議員会が推薦する者のうちから、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬及び費用の支弁)

第23条 会長、副会長及び役員並びに顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

2 会長、副会長及び役員並びに顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 第1項ただし書の規定による報酬の支給及び前項の規定による費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第26条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から理事会の目的たる事項を示して理事長に対し請求があったとき。

(3) 監事が第19条第4項第4号の規定により招集するとき。

(招集)

第27条 理事会は、前条第3項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求を受けたときは、速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、あらかじめ理事全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときは、この限りでない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事

の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない事由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事現在数
- (3) 会議に出席した理事(書面表決者及び表決委任者を含む。)の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記する。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 センターに、評議員25人以上30人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員については、特別利害関係者の数が、その総数の3分の1を超えてはならない。

5 第20条、第21条及び第23条(第1項ただし書を除く。)の規定は、評議員について準用する。この場合において、第20条及び第21条中「役員」とあるのは「評議員」と、第23条第1項及び第2項中「会長、副会長及び役員並びに顧問及び参与」とあるのは「評議員」と、同条第3項中「第1項ただし書の規定による報酬の支給及び前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(構成)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員が互選する。

(権能)

第35条 評議員会は、理事会に対し、必要と認める事項について意見を述べることができる。

2 この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項の決定については、理事会は、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 基本財産の処分に関する事。
- (2) 事業計画及び収支予算の承諾に関する事。
- (3) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認に関する事。
- (4) 長期借入金に関する事。
- (5) 第1号、第2号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の取得に関する事。
- (6) その他理事会で必要と認めた事項

(開催)

第36条 評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事長に対し請求があったとき。

(3) 監事が第19条第4項第4号の規定により招集するとき。

(招集)

第37条 評議員会は、前条第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求を受けたときは、速やかに評議員会を開催しなければならない。

3 評議員会を開催するときは、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、あらかじめ評議員全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときは、この限りでない。

(定足数、議決、書面表決等及び議事録)

第38条 第29条から第32条までの規定は、評議員会について準用する。

この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(運営)

第39条 第33条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 理事長は、センターの事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、専門的事項についての理事長の諮問機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第41条 センターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は法人その他の団体を賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより賛助金を納入するものとする。

3 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 センターに、事務局を置く。

2 事務局に、センターの事務を処理するため、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暴力追放相談委員)

第43条 センターに、第4条第3号、第4号及び第5号の事業を推進するため、法第31条第1項第2号に規定する暴力追放相談委員を置く。

2 暴力追放相談委員の運用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(暴力追放推進委員)

第44条 センターに、第4条第1号及び第2号の事業を推進するため、暴力追放推進委員を置く。

2 暴力追放推進委員の運用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ、変更することができない。

2 前項の規定により寄附行為が変更されたときは、理事長は、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(解散)

第46条 センターは、民法第68条第1項(第1号を除く。)に規定する事由が生じたとき、又は理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、公安委員会の承認を得たときでなければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第47条 センターが解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、公安委員会の承認を受けて、センターと類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 細則

(委任)

第48条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。

2 センターの設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

3 センターの設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 センターの設立当初の副会長並びに顧問及び参与は、第16条及び第22条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとする。

5 センターの設立当初の役員及び評議員は、第18条及び第33条の規定にかかわらず、公安委員会の承認を得て設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第20条(第33条第5項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

6 この寄附行為は、平成7年2月27日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

7 この寄附行為は、平成10年6月18日から施行する。